

森林・林業担い手育成総合対策実施要領

令和5年3月30日4林政経第872号
林野庁長官通知
【最終改正】
令和5年11月29日付け5林政経第189号

第1 趣旨

森林・林業担い手育成総合対策補助金交付等要綱（令和5年3月30日付け4林政経第870号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3（1）ア、エ、オ及び（2）に定める「緑の雇用」担い手確保支援事業、森林プランナー育成対策、技能評価推進対策及び林業労働安全強化対策については、交付等要綱に定めるもののほか、この通知によるものとする。

第2 事業内容等

I 「緑の雇用」担い手確保支援事業

施業の集約化、路網の整備及び高性能林業機械を活用した効率的な作業システムにより、利用期を迎えた人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給につなげていくためには、専門的かつ高度な知識・技術・技能を有し、造林・間伐等の森林施業を効率的に行える現場技能者を確保・育成することが必要である。また、林業従事者の処遇の改善や安全で効率的な施業を実現するためには、高度な知識・技術・技能を有し、現場の生産・安全管理や新規就業者の研修指導を担う現場管理責任者等の育成による林業従事者のキャリア形成の促進が必要である。

このため、新規就業者の確保・育成対策、現場技能者キャリアアップ対策等について支援する。

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容

（1）研修生の募集のための就業ガイダンス等

林業就業希望者に対する林業就業に関する情報の提供並びに本事業の研修を受ける者の円滑かつ公正な募集等を行うための就業相談会の開催及び広報活動を実施する。

（2）就業前のマッチング支援

林業就業希望者に対し、就業を促すとともに就業環境等に係るミスマッチによる離職を抑制するための就業前の現地案内を実施する。

(3) トライアル雇用研修

林業経営体による林業就業希望者の林業への適性・能力等を見極めること並びに林業の作業実態、就労条件等に関する林業就業希望者及び山間部への定着希望者（以下「林業就業希望者等」という。）の理解を得ることにより、林業就業に対する林業経営体と林業就業希望者等の双方の不安を解消させるため、次の事業を実施する。

ア 研修の実施

林業就業希望者等を3か月程度短期雇用し、林業に必要な作業を体験させるための実地研修（以下「トライアル雇用研修」という。）を実施する。

イ 資格

(ア) 研修生の資格

トライアル雇用研修生は、別表1の研修生の要件の欄のトライアル雇用研修の項に掲げる要件を全て満たす者とする。

(イ) 林業経営体の資格

トライアル雇用研修に係る助成を受けることができる林業経営体は、別表1の林業経営体等の要件の欄のトライアル雇用研修の項に掲げる要件を全て満たす林業経営体とする。

ウ トライアル雇用研修実施計画書の作成

(ア) トライアル雇用研修実施計画書の提出

事業実施主体は、トライアル雇用研修を行い、助成を受けようとする林業経営体に対し、実地研修に関する実施計画書（以下「トライアル雇用研修実施計画書」という。）を提出させるものとする。

(イ) トライアル雇用研修実施計画書の記載事項

トライアル雇用研修実施計画書には、次の事項を記載するものとする。

- a 林業経営体の名称及び住所
- b 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「労確法」という。）に基づく「労働環境の改善、募集方法の改善その他雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」（以下「改善計画」という。）の都道府県知事による認定番号
- c 研修生の労働条件
- d 研修の内容
- e 研修生の氏名、性別、年齢、林業就業経験年数
- f 研修生の指導体制
- g 予定する助成額の見積り
- h その他事業実施主体が必要と認める事項

エ トライアル雇用研修実施計画書の審査等

(ア) トライアル雇用研修実施計画書の審査

事業実施主体は、トライアル雇用研修実施計画書の審査に当たって、審査

基準を定めるものとし、その基準に従ってトライアル雇用研修実施計画書を審査するものとする。

(イ) 審査結果の報告

事業実施主体は、トライアル雇用研修実施計画書の審査結果を林野庁長官に報告するものとする。

(ウ) 承認通知書の交付

事業実施主体は、審査の結果、適当と認めるトライアル雇用研修実施計画書を作成した林業経営体（以下「トライアル雇用研修助成林業経営体」という。）に対し、承認通知書を交付するものとする。

また、事業実施主体が、本承認通知書を交付する場合には、当該実施計画書に基づく研修に対し交付を予定する助成金の額を記載し、助成金交付の条件を付すものとする。

オ トライアル雇用研修実施計画書の変更

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体が作成したトライアル雇用研修実施計画書の研修生数、事業費、その他事業実施主体が定める事項について変更が生じた場合には、速やかに当該実施計画書の変更を行わせるものとする。

カ トライアル雇用研修の中止

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体がトライアル雇用研修を中止する場合には、速やかに事業実施主体が定めるトライアル雇用研修中止届を提出させなければならない。

キ トライアル雇用研修実績報告書の作成

(ア) トライアル雇用研修実績報告書の提出

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体の実績報告書（以下「トライアル雇用研修実績報告書」という。）を提出させるものとする。

(イ) トライアル雇用研修実績報告書の記載事項

トライアル雇用研修実績報告書の記載事項については、ウの（イ）の規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「トライアル雇用研修実績報告書」と、「予定する助成額の見積り」とあるのは、「請求する助成額」と読み替えるものとする。

ク トライアル雇用研修に対する助成

(ア) 助成対象経費

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体がトライアル雇用研修実施計画書に基づき行ったトライアル雇用研修に対し、別表2の1及び6の経費を助成するものとする。

(イ) 助成対象の現地研修

トライアル雇用研修の助成対象となる現地研修は、(5)ア(ア)及び(イ)

に規定する現場管理責任者（フォレストリーダー）研修若しくは統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修を修了した者又は事業実施主体が定める資格・経験を有すると認められる者を指導員として選任し、研修場所に配置して、林業に必要な作業をトライアル雇用研修実施計画書に基づいて実施するものとする。

（ウ）助成対象の作業種

実地研修の助成対象となる作業種は、事業実施主体が定めるものとする。

（エ）実地研修の助成期間

トライアル雇用研修の助成期間は、トライアル雇用研修生の雇用契約期間に応じたものとし、月額助成にあつては3か月、日額助成にあつては60日を上限とする。

（オ）助成額の総額

林業経営体ごとの助成額の総額は、予算の範囲内において、事業実施主体が定めるものとする。

（カ）優先配分

事業実施主体は、別表3の評価項目に基づき林業経営体に点数を配分し、その合計点数の高い林業経営体から優先的に本事業の助成を行うものとする。

（キ）研修内容等の記録等

事業実施主体は、トライアル雇用研修助成林業経営体に対し、研修生及び指導員の氏名、研修場所、作業内容、指導内容、トライアル雇用研修に要した経費の内容等を適正に記録させ、備え付けさせるものとする。

（4）新規就業者育成対策

事業実施主体は、林業経営体が新たに雇用した林業就業者等（以下「新規就業者等」という。）に対し、安全かつ効率的な作業に必要な基本的な知識・技術・技能を習得させ、（5）ア（ア）及び（イ）に規定する現場管理責任者（フォレストリーダー）及び統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の候補として育成するため、次の事業を実施する。

ア 研修の種類

（ア）集合研修

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政経第225号林野庁長官通知）に基づき実施した「緑の雇用」新規就業者育成推進事業において作成した集合研修カリキュラムのうち林業作業士（フォレストワーカー）（以下「FW」という。）研修カリキュラムを基本として、新規就業者等に基本的な知識・技術・技能等を習得させるための座学又は実習を事業実施主体が指定する施設又は研修地（リモートで実施する場合は林業経営体の事業所又は研修生の自宅等を含む。）において実施する。FW研修（1年目）においては、林業労働安全に資する最新装置を活用した研修を実施する。

（イ）実地研修（OJT）

新規就業者等に対し、知識・技術・技能の習熟を図るため、各林業経営体

における通常作業等を通じた研修（On The Job Training）を実施する。

なお、事業実施主体は、林業経営体が実施する実地研修への講師派遣等による研修を行うことができるものとする。

イ 研修の区分

（ア）FW研修（1年目）

新たに林業経営体に雇用された者等を対象として集合研修及び実地研修を実施する。このほか、必要に応じて、年度後期にも研修を開始することができるものとする。

なお、林業大学校等（事業実施主体が指定するものに限る。）を修了した者については、集合研修を省略することができるものとする。

（イ）FW研修（2年目）

FW研修（1年目）の修了者等を対象として集合研修及び実地研修を実施する。

（ウ）FW研修（3年目）

FW研修（2年目）の修了者等を対象として集合研修及び実地研修を実施する。

ウ FW研修の計画的な実施

事業実施主体は、FW研修の実施に当たり、研修生が研修に連続的に参加できるように配慮するものとする。

エ 資格

（ア）研修生の資格

FW研修生は、別表1のFW研修（1年目）の項、FW研修（2年目）の項及びFW研修（3年目）の項の研修生の要件の欄のそれぞれに掲げる要件を全て満たす者とする。

（イ）林業経営体等の資格

FW研修に係る助成を受けることができる林業経営体等は、別表1のFW研修（1年目）の項、FW研修（2年目）の項及びFW研修（3年目）の項の林業経営体等の要件の欄のそれぞれに掲げる要件を全て満たす者とする。

オ FW研修実施計画書の作成

（ア）FW研修実施計画書の提出

事業実施主体は、FW研修の実地研修を行い助成を受けようとする林業経営体等に対し、実地研修に関する実施計画書（以下「FW研修実施計画書」という。）を提出させるものとする。

（イ）FW研修実施計画書の記載事項

FW研修実施計画書の記載事項は、（3）のウの（イ）の規定を準用する。この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FW研修実施計画書」と読み替えるものとする。

カ F W研修実施計画書の審査等

F W研修実施計画書の審査、審査結果の報告及び承認通知書の交付については、（３）のエの規定を準用するとともに、F W研修実施計画書の審査については、林業経営体等の多様な育成スタイルに配慮するものとする。

この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「F W研修実施計画書」と、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「F W研修助成林業経営体等」と読み替えるものとする。

キ F W研修実施計画書の変更

F W研修実施計画書の変更については、（３）のオの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「F W研修助成林業経営体等」と、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「F W研修実施計画書」と読み替えるものとする。

ク F W研修の中止

F W研修の中止については、（３）のカの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「F W研修助成林業経営体等」と、「トライアル雇用研修中止届」とあるのは、「F W研修中止届」と読み替えるものとする。

ケ F W研修実績報告書の作成

F W研修実績報告書の作成については、（３）のキの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「F W研修助成林業経営体等」と、「トライアル雇用研修実績報告書」とあるのは、「F W研修実績報告書」と読み替えるものとする。

コ 実地研修に対する助成

事業実施主体は、F W研修の実地研修に対する助成については、（３）のクの規定を準用する（ただし、（３）のクの（エ）の実地研修の助成期間の規定を除く。）。

この場合、「トライアル雇用研修」とあるのは、「F W研修」と、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「F W研修助成林業経営体等」と、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「F W研修実施計画書」と、「別表２の１及び６」とあるのは、「別表２の２、３及び６」と、「トライアル雇用研修生」とあるのは、「F W研修生」と読み替えるものとする。

ただし、F W研修の助成期間は、月額助成にあつては８か月、日額助成にあつては１４０日を上限とする。

（５）現場技能者キャリアアップ対策

事業実施主体は、担当する現場の効率的な運営及び現場の統括管理のために必要な知識・技術・技能の習得を図り、現場技能者のキャリア形成を支援するため、また、現場技能者に対し、新たに造林作業や伐採作業等の技術等を習得させて多

能工化を図るため、次の事業を実施する。

ア 研修の実施

(ア) 現場管理責任者（フォレストリーダー）研修

現場技能者キャリアアップ対策実施要領(平成30年3月30日付け29林政経第336号林野庁長官通知)に基づき実施したキャリアアップ対策において作成した集合研修カリキュラムのうち現場管理責任者(フォレストリーダー)(以下「FL」という。)研修カリキュラムを基本として、現場管理を行う者等を対象に、担当する現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術・技能の習得を図るための座学、実習を事業実施主体が指定する施設又は研修地において実施する。

(イ) 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修

現場技能者キャリアアップ対策実施要領(平成30年3月30日付け29林政経第336号林野庁長官通知)に基づき実施したキャリアアップ対策集合研修カリキュラムのうち統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)(以下「FM」という。)研修カリキュラムを基本として、統括現場管理を行う者等を対象に、複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術・技能の習得を図るための座学、実習を事業実施主体が指定する施設又は研修地において実施する。

(ウ) 研修指導者育成研修

現場技能者の育成に係る研修の指導者(講師)等となる者を対象として、指導能力向上のための研修を実施できるものとする。

(エ) 多能工化研修(造林作業及び伐採作業等の技術等の習得)

素材生産のみを行う林業経営体又は作業班の現場技能者を対象として、造林作業に関する集合研修及び実地研修を実施する。また、造林作業のみを行う林業経営体若しくは作業班の現場技能者又は素材生産を行う林業経営体若しくは作業班の現場技能者であって現在従事する作業工程以外の工程に従事させる者を対象として、伐採作業等に関する実地研修を実施する。

(オ) 多能工化研修(デジタル技術スキルアップ研修)

現場技能者を対象として、現場作業に必要となるデジタル技術等を習得するための研修を実施する。

イ 資格

(ア) 研修生の資格

FL研修、FM研修(以下「FL・FM研修」という。)及び多能工化研修の研修生は、別表1のFL研修の項、FM研修の項及び多能工化研修の項の研修生の要件の欄のそれぞれに掲げる要件を全て満たす者とする。

(イ) 林業経営体の資格

FL・FM研修及び多能工化研修(造林作業及び伐採作業等の技術等の習得)に係る助成を受けることができる林業経営体は、別表1のFL研修の項、FM研修の項及び多能工化研修の項(造林作業及び伐採作業等の技術等の習得)の林業経営体等の要件の欄のそれぞれに掲げる要件を全て満たす林業経

営体とする。

ウ FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書の作成

(ア) FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書の提出

事業実施主体は、FL・FM研修に参加し、助成を受けようとする林業経営体に対し、FL・FM研修参加申請書を提出させるものとする。

また、多能工化研修（造林作業及び伐採作業等の技術等の習得）の現地研修を行い助成を受けようとする林業経営体に対し、現地研修に関する実施計画書（以下「多能工化研修実施計画書」という。）を提出させるものとする。

(イ) FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書の記載事項

FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書の記載事項は、(3)のウの(イ)の規定を準用する。この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書」と読み替えるものとする（ただし、FL・FM研修参加申請書にあっては(3)のウの(イ)のdの研修の内容及びfの研修生の指導体制の規定を除く。）。

エ FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書の審査等

FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書の審査、審査結果の報告及び承認通知書の交付については、(3)のエの規定を準用する。

この場合、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書」と、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「FL・FM研修助成林業経営体又は多能工化研修助成林業経営体」と読み替えるものとする。

オ FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書の変更

事業実施主体は、FL・FM研修助成林業経営体が作成したFL・FM研修参加申請書又は多能工化研修助成林業経営体が作成した多能工化研修実施計画書に研修生数の増減、その他事業実施主体が定める事項についての変更が生じた場合には、速やかに当該研修参加申請書又は当該研修実施計画書の変更を行わせるものとする。

カ FL・FM研修の参加中止及び多能工化研修の中止

事業実施主体は、FL・FM研修助成林業経営体がFL・FM研修の参加を中止する場合又は多能工化研修助成林業経営体が多能工化研修を中止する場合には、速やかに事業実施主体が定めるFL・FM研修中止届又は多能工化研修中止届を提出させるものとする。

キ FL・FM研修実績報告書及び多能工化研修実績報告書の作成

(ア) FL・FM研修実績報告書及び多能工化研修実績報告書の提出

事業実施主体は、FL・FM研修助成林業経営体に対し、研修終了年度の2月末までにFL・FM研修実績報告書を提出させるものとする。また、多能工化研修の現地研修を行い助成を受けようとする林業経営体に対し、現地

研修に関する実績報告書（以下「多能工化研修実績報告書」という。）を提出させるものとする。

(イ) FL・FM研修実績報告書及び多能工化研修実績報告書の記載事項

FL・FM研修実績報告書及び多能工化研修実績報告書の記載事項については、(3)のキの(イ)の規定を準用する。この場合、「トライアル雇用研修実績報告書」とあるのは、「FL・FM研修実績報告書及び多能工化研修実績報告書」と読み替えるものとする（ただし、FL・FM研修実績報告書にあっては、(3)のキの(イ)の規定で準用する(3)のウの(イ)のdの研修の内容及びfの研修生の指導体制の規定を除く。）。

ク FL・FM研修への参加及び多能工化研修の現地研修に対する助成

事業実施主体は、FL・FM研修助成林業経営体から提出のあったFL・FM研修参加申請書に基づく、FL・FM研修への参加に対し、別表2の4の経費を助成するものとする。

多能工化研修の現地研修に対する助成については、(3)のクの規定を準用する（ただし、(3)のクの(エ)の現地研修の助成期間の規定を除く。）。

この場合、「トライアル雇用研修」とあるのは、「多能工化研修」と、「トライアル雇用研修助成林業経営体」とあるのは、「多能工化研修助成林業経営体」と、「トライアル雇用研修実施計画書」とあるのは、「多能工化研修実施計画書」と、「別表2の1及び6」とあるのは、「別表2の5及び6」と、「トライアル雇用研修生」とあるのは、「多能工化研修生」と読み替えるものとする。

ただし、多能工化研修の助成期間は、月額助成にあっては2か月、日額助成にあっては40日を上限とする。

(6) 外国人材育成準備

事業実施主体は、技能実習生等の外国人材の受入れに向け、外国人材が安全で効率的な作業を習得するため、受入れ経営体が行う研修に必要となる外国語対応のテキスト作成等を実施するものとする。

(7) 安全指導等

ア 林業経営体への安全指導

事業実施主体は、労働災害が多発する作業等に関する具体的な指導方針を策定するとともに、現地研修の安全な実施を図るための安全巡回指導並びにトライアル雇用研修生及びFW研修生に重大災害等が発生した林業経営体への特別安全指導をそれぞれ実施するものとする。

イ 林業経営体の自主的取組の促進

事業実施主体は、林業経営体が労働災害防止の強化に自主的に取り組むよう必要な情報発信等を行うものとする。

(8) 事業推進委員会

事業実施主体は、本事業の効果的かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり、事業推進委員会を設置するものとする。

ア 委員会の設置

事業推進委員会は、事業実施主体に設置するものとする。

イ 委員の構成

事業推進委員会は、外部有識者等により構成するものとする。

ウ 委員会に付議する事項

- (ア) 事業実施計画及び事業実績に関する事項
- (イ) 研修実施計画書の審査基準の制定に関する事項
- (ウ) 改善措置意見に関する事項
- (エ) 研修カリキュラムに関する事項
- (オ) 外国人材育成準備に関する事項
- (カ) 安全指導に関する事項
- (キ) その他本事業の実施に関する事項

エ 専門委員会の設置

事業実施主体は、本事業の実施に関して専門的な知見に基づく助言が必要な事項を審議するために、事業推進委員会に専門委員会を設置することができるものとする。

(9) 林業経営体等に対する指導及び監督・検査

事業実施主体は、本事業の適正かつ計画的・効率的な実施を図るため、助成を受けようとする林業経営体等に対して、事業説明会の開催等を通じて事業内容の説明を行うとともに、実地研修を実施する林業経営体等に対して、トライアル雇用研修、FW研修実施計画書、FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書の作成、トライアル雇用研修、FW研修、FL・FM研修及び多能工化研修の実績報告等に関する指導並びにトライアル雇用研修、FW研修及び多能工化研修の実地研修の実施状況等に関する監督・検査を実施するものとする。

(10) 改善措置意見

ア 改善措置意見の通知

事業実施主体は、本事業に係る法令・規定等の遵守、研修の安全確保及び研修生の林業への定着について、改善を要する状況にあると認められる場合には、トライアル雇用研修助成林業経営体、FW研修助成林業経営体等及び多能工化研修助成林業経営体（以下「助成林業経営体」という。）に対し、改善措置意見を通知するものとする。

イ 改善措置意見の通知に伴う措置

事業実施主体は、改善措置意見の通知を複数回受けるなど、再発のおそれがある

高いと認められる助成林業経営体に対し、事業実施主体が定める基準に基づき、研修を停止させるとともに、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

ウ 改善方針の作成

事業実施主体は、アの規定により、改善措置意見を通知された助成林業経営体に、当該意見に対する改善の方針（以下「改善方針」という。）を提出させるものとする。

エ 改善方針の審査

事業実施主体は、前項の規定により提出された改善方針を審査し、改善措置意見に対する十分な改善が図られ、再発のおそれが低いと認められる場合には、承認通知書を交付するものとし、これ以外の場合は、研修を停止させるものとする。

オ 都道府県の意見

事業実施主体は、改善措置意見を発出した場合には、その写しを当該助成林業経営体の改善計画を認定した都道府県知事に送付するものとする。

都道府県知事は、前項の規定により事業実施主体が行う改善方針の審査に当たって、事業実施主体に対し意見を提出できるものとし、事業実施主体は当該意見を尊重し、審査を行うものとする。

3 事業の実施

(1) 業務の委託

事業実施主体は、本事業を円滑かつ効率的に実施するため、第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を都道府県の林業労働力確保支援センター、大学等研究教育機関又はその他の林業関係団体等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討する必要がある。

(2) 定着状況の調査

事業実施主体は、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成10年4月8日付け10林野組第70号林野庁長官通知）に基づき実施した、緑の雇用担い手育成対策事業の研修生及び緑の雇用担い手対策事業の基本研修生並びに「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政経第225号林野庁長官通知）に基づき実施した「緑の雇用」現場技能者育成対策事業、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業及び本事業のFW研修（1年目）の研修生の定着状況を調査し、本事業を実施した翌年度6月末までに林野庁長官に報告するものとする。

なお、調査内容は本事業を実施した翌年度4月1日時点における就業状況とする。

(3) 林業労働安全の取組状況の調査

事業実施主体は、本事業のトライアル雇用研修、FW研修、FL・FM研修及び多能工化研修の助成を受けようとする林業経営体に対して、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう周知するものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」の記入及び提出を求めるとともに、当該「チェックシート」等を取りまとめ、本事業を実施した翌年度の6月末までに林野庁長官に報告するものとする。

ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、これに代えることができる。

(4) 都道府県等との連携確保

ア 研修実施計画書及び研修実績報告書の都道府県等への届出

事業実施主体は、トライアル雇用研修実施計画書、FW研修実施計画書、FL・FM研修参加申請書、多能工化研修実施計画書、トライアル雇用研修実績報告書、FW研修実績報告書、FL・FM研修実績報告書及び多能工化研修実績報告書の写しを都道府県知事及び林業労働力確保支援センターに届け出るものとする。

イ 都道府県等の意見

都道府県知事及び林業労働力確保支援センターは、トライアル雇用研修実施計画書、FW研修実施計画書、FL・FM研修参加申請書及び多能工化研修実施計画書について、事業実施主体に意見を提出することができるものとし、事業実施主体は、その意見を尊重し、当該計画の審査を行うものとする。

ウ 定着率の確認

事業実施主体は、アのFW研修実施計画書に記載された林業経営体の定着率について、林業労働力確保支援センターを通じて正確性を確保しなければならないものとする。

(5) 研修修了者の登録申請の取りまとめ

事業実施主体は、FW研修（3年目）及びFL・FM研修の修了者から、研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）に基づき研修修了者名簿への登録申請があった場合には、当該者に係る研修が修了している旨の確認を行った上で、林野庁長官に報告する。

4 助成金の交付等

(1) 内規の作成

事業実施主体は、本事業に係る助成を受ける林業経営体等が行う助成金の交付申請手続き、本通知に基づく事業実施主体の義務履行上必要な事項その他の事業実施に必要な事項を定めた内規を林野庁長官に協議の上作成し、当該内規に基づ

き助成金の交付を行うとともに、交付に当たっては当該内規に従うことを条件とするものとする。

(2) 助成金の返還等

事業実施主体は、次の場合においては、助成金の一部若しくは全部を返還させ、又は助成金の一部若しくは全部を交付しないものとする。

なお、助成金の返還に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく手続等により行うものとする。

ア トライアル雇用研修実施計画書、FW研修実施計画書又は多能工化研修実施計画書に即した取組が行われていないと認められるとき。

イ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき。

ウ 本通知、助成金の交付条件又は事業実施主体が定める規程に違反したとき。

(3) 助成金等の併給防止

ア 事業実施主体は、本事業による助成金の支給に関し、厚生労働省の実施するトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）及び緊急雇用創出事業による助成金・奨励金との併給とならないよう、都道府県労働局等との連絡・調整を行うものとする。

なお、FW研修（1年目）の後期開始により助成を受けた研修生が、翌年度に継続してFW研修（1年目）の助成を受ける場合は、2の（4）のロに規定する助成期間に前年度の助成期間を含めるものとする。

イ アのほか、事業実施主体は、本事業と同一の事由をもって、国から助成される各種助成金等と本事業による助成金が併給とならないようにするものとする。

II 森林プランナー育成対策

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源の循環利用の担い手となる林業経営体の育成に当たっては、経営基盤及び経営力の強化を図るために、林業経営における収益を最大化し収穫後に適切な再造林及び育林を行い、公益的機能を確保する資源循環を実践していく人材の育成が必要である。

このため、主伐・再造林等の新たな課題にも対応した提案型集約化施業（林業経営体から森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした「施業提案書」を提示し、森林所有者に施業の実施を働き掛けた上で集約して行う施業をいう。以下同じ。）を効果的・効率的に担うことのできる森林施業プランナーの育成及び木材の有利販売等の林業経営上の新たな課題を担う森林経営プランナーを育成するための研修等を実施する。

1 事業実施主体

森林プランナー育成対策の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、

決定するものとする。

2 事業内容

事業実施主体は、森林資源の成熟化等に伴う主伐・再造林等の新たな課題にも対応し、森林所有者へ施業の提案を行う実践力のある森林施業プランナーの育成及び有利販売等の林業経営上の新たな課題に対応し得るこれからの林業経営を担う森林経営プランナーの育成を図るため、次の事業を実施する。

(1) 企画運営委員会の開催等

提案型集約化施業、林業経営、路網・作業システム、造林や契約等について知見を有する学識経験者や先導的な林業経営を实践する者等を構成員とする企画運営委員会を設置し、以下の取組を実施する。また、事業実施主体は、カにおいて取りまとめた結果及び課題を林野庁長官に報告するものとする。なお、研修カリキュラムの策定に当たっては、認定森林施業プランナーや認定森林経営プランナー等の意見を聴くこと等により、林業経営を实践する者のニーズを研修内容に反映させることとする。

ア 企画運営委員会開催に当たっての企画・運営、調整、進行管理及び情報提供

イ 森林施業プランナーの育成に向けた全体計画、標準的な研修カリキュラム及び研修実施方針の策定

(ア) 全体計画において定めるべき事項

全体計画においては、研修カリキュラムの策定スケジュール、研修実施スケジュール等を示すこととする。

(イ) 研修カリキュラムの策定に当たり留意する項目

a 主伐・再造林対応型提案書例

※主伐・再造林に対応した契約方式、立木売買金額・木材販売金額の見積、再造林資金の拠出例等

b 地形等を加味した災害に強い集材路設計

c 主伐時の現地調査における留意点（境界確定等）

d 主伐面積、主伐方法、主伐作業システム等の検討

※伐採と造林の一貫作業の実施に必要な事項等

e 諸条件を加味した低コスト造林等の造林方法や造林後の施業方針等の検討

※植栽本数や獣害対策に係る事項等

f その他必要な項目

ウ 森林施業プランナーに関する認定基準の検証

エ 森林経営プランナーの育成に向けた全体計画、研修カリキュラム及び研修実施方針の策定

オ 森林経営プランナーに関する認定基準の検証

カ 森林プランナー育成対策の各事業の結果及び課題の取りまとめ

(2) 森林施業プランナー育成研修等の実施

ア 新規課題対応型研修

(1) イで策定した全体計画等に基づき、森林施業プランナーが、搬出間伐を中心とした施業提案に加え、主伐・再造林に係る施業提案にも対応できるようにするための研修を実施する。研修には、事業実施主体が定める地域で行う実地研修及びオンライン研修を含めることとし、受講機会の確保に努めるものとする。なお、社会情勢等に鑑みて適当ではない場合は、実地研修を含めないことも可とする。

イ 提案型集約化施業一般研修

新たに森林施業プランナーを目指す者を対象に、実地研修及びオンライン研修による提案型集約化施業に係る研修を実施することとし、受講機会の確保に努めるものとする。なお、社会情勢等に鑑みて適当ではない場合は、実地研修を含めないことも可とする。

ウ 法務等重点研修

森林施業プランナーが、森林所有者への提案において必要な法務及び税務に係る基礎知識を備え、契約を巡るトラブルを未然に防ぐため、山林・立木に係る基本的な権利関係、義務等についての法務研修及び森林に係る税に関する研修を実地研修又はオンライン研修で実施する。

エ 事業体レベルにおける提案型集約化施業の取組の評価（実践体制評価）

事業体レベルにおける提案型集約化施業の取組の評価を行い、地域ごとに森林施業プランナーを育成する組織体制の確立に資するため、提案型集約化施業について知見を有する学識経験者等を構成員とする評価委員会（以下「実践体制評価委員会」という。）を設置し、以下の取組を実施する。

(ア) 実践体制評価委員会開催に当たっての企画・運営、調整、進行管理及び情報提供

(イ) 評価を希望する林業経営体に対する提案型集約化施業に取り組む能力及び体制の評価

(3) 森林経営プランナー育成研修の実施

(1) エで策定した全体計画等に基づき、森林経営プランナーを育成するための研修を実施する。研修には、事業実施主体が定める地域で行う実地研修及びオンライン研修を含めることとし、受講機会の確保に努めるものとする。なお、社会情勢等に鑑みて適当ではない場合は、実地研修を含めないことも可とする。

なお、研修生は集約化施業について相応の実績がある認定森林施業プランナー又は林業経営体の経営者、経営層にある者若しくは将来経営者等になることが見込まれる者とする。

3 事業の実施

(1) 業務の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を大学等研究教育機関又はその他の林業関係団体、企業等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討するものとする。

(2) 都道府県との連携確保

事業実施主体は、都道府県等が行う森林施業プランナーを育成するための研修等の企画・運営に当たって、都道府県からの相談への対応等を積極的に行うものとする。

III 技能評価推進対策

林業従事者が長期的に減少傾向にある中で、利用期を迎えた人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給につなげていくためには、林業従事者の確保・育成及び定着率の向上が重要であるが、林業は、他産業に比して労働災害の発生率が極めて高いうえ、収益性の低さにより林業従事者の所得は低い現状であることから、こうした林業従事者の安全面や処遇面の改善が必要である。

このため、林業従事者の確かな知識や技術・技能を客観的に評価し、処遇改善等につながる技能検定制度への林業の追加の取組に対する支援を実施する。

1 事業実施主体

技能評価推進対策の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容

事業実施主体は、技能検定への林業の追加に向け、技能を評価する試験（以下「技能評価試験」という。）の仕組みを構築するため、次の事業を実施する。

(1) 技能評価の試行試験の実施

事業実施主体は、地域に偏りなく技能評価試験を実施できる体制を構築するため、関係機関との連絡調整を図り、事業実施主体の定めた等級ごとに学科試験及び実技試験を企画し、全国規模で技能評価の試行試験を実施する。

(2) 評価者研修の実施

事業実施主体は、実技試験の評価について共通の基準で評価できる者を全国的に育成するため、評価者向けの研修を全国で実施するとともに、評価水準のばらつきを防ぐための評価水準調整会議を開催するものとする。

また、研修動画、評価マニュアル等を作成する。

3 事業の実施

(1) 業務の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を都道府県の林業労働力確保支援センター、大学等研究教育機関又はその他の林業関係団体等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討するものとする。

IV 林業労働安全強化対策

林業の労働災害の発生率は、他産業に比べて極めて高い水準にあり、この状況を改善することが喫緊の課題となっている。このため、林業経営体の安全対策の強化や伐木技術の向上に向けた研修等を実施する。

1 事業実施主体

林業労働安全強化対策の事業実施主体は、別に定める公募要領により公募の上、決定するものとする。

2 事業内容

事業実施主体は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第81条第1項の労働安全コンサルタント（以下「労働安全コンサルタント」という。）のうち、林業の知識を有する者（以下「林業労働安全指導者」という。）を林業経営体に派遣し、安全についての診断や指導等（以下「安全診断等」という。）の実施、林業労働安全に資する最新装置を使用した研修、小規模経営体向けの労働安全確保マニュアルの作成及び林業・木材産業全体への安全意識の普及・啓発活動を実施することによって災害の防止を図るため、次の事業を実施する。

(1) 林業労働安全活動促進事業

ア 企画会議の開催

事業実施主体は、イからオまでの取組の効果的かつ円滑な実施を確保するために、企画会議を開催するものとする。

なお、会議の開催に当たっては、必要に応じて外部有識者を参加させるものとする。

イ 林業労働安全指導者による安全診断等の実施

事業実施主体は、林業経営体の経営層の安全に関する意識改革を図るため、安全診断等を希望する林業経営体に林業労働安全指導者を派遣し、安全診断等を実施させるとともに、その結果を別記様式第1号により整理させるものとする。特に死傷災害の約半数を占める小規模経営体に重点を置いて安全診断の希望を募るものとする。

また、安全診断等の実施に当たり、林業経営体の選定及び連絡調整業務は、事業実施主体が行うものとする。選定に当たり、安全診断等を希望する団体に対しては、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）

事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう周知するものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」の記入及び提出を求めるとともに、当該チェックシートを取りまとめ、翌年度6月末までに林野庁長官に報告するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、これに代えることができる。

ウ 林業労働安全指導者に対する指導及び監督・検査

事業実施主体は、イの規定による安全診断等の適正な実施に向け、林業労働安全指導者に対する指導及び実施状況に関する監督・検査を実施するものとする。

エ 林業労働安全に係る指導方針書の作成

事業実施主体は、イの規定による安全診断等の結果及び安全指導方針を林業労働安全指導者から収集し、林業労働安全に係る指導方針書（以下「指導方針書」という。）として取りまとめ、林野庁長官に報告するとともに、林業労働安全指導者等と共有するものとする。

なお、指導方針書の取りまとめに当たっては、情報の保護に努め、林業労働安全指導者以外の個人又は法人が特定されることのないよう留意するものとする。

オ 林業労働安全活動促進事業に係る林業労働安全指導者名簿の作成

林業労働安全活動促進事業の事業実施主体は、林業労働安全指導者名簿を作成するとともに、必要に応じて林業経営体等に情報提供するものとする。

カ 林業労働安全指導者養成研修の実施

事業実施主体は、労働安全コンサルタントのうち、新たに林業労働安全指導者として養成するため、労働安全コンサルタントの募集及び林業の知識を付与するための集合研修を実施するものとする。

なお、集合研修は、現地研修も含めて開催するものとする。

(2) 林業労働災害撲滅研修事業

ア 企画会議の開催

事業実施主体は、イ又はウの取組の効果的かつ円滑な実施を確保するために、企画会議を開催するものとする。

なお、会議の開催に当たっては、必要に応じて外部有識者を参加させるものとする。

イ 林業労働災害撲滅研修事業

事業実施主体は、林業経験年数が25年超、かつ、50歳代の林業作業員を中心とした学び直しを目的として行う林業労働安全に資する最新装置を使用した研修を、小規模経営体の作業員も対象に含めて実施するものとする。また、

最新の装置による労働災害の撲滅を目的に、当該作業員が所属する経営体の経営者層にも当該研修の一部を受けさせるとともに、経営者層に対して安全衛生装備・装置の導入に関する意向調査を実施するものとする。

ウ 労働安全確保マニュアル作成事業

事業実施主体は、死傷災害の約半数を占める小規模経営体の労働安全対策を推進するために、小規模経営体が安全対策を実施するポイントや手法をまとめた労働安全確保マニュアルを作成するものとする。

(3) 林業・木材産業全国作業安全運動促進事業

ア 企画会議の開催

事業実施主体は、イ及びウの取組の効果的かつ円滑な実施を確保するために、企画会議を開催するものとする。

なお、会議の開催に当たっては、必要に応じて外部有識者を参加させるものとする。

イ 安全推進ウェビナーの開催

事業実施主体は、林業・木材産業の労働災害の撲滅に向け、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）」（令和3年2月16日付け2政第452号農林水産事務次官通知）及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」を含む労働安全の普及・啓発を行うウェビナーを開催するものとする。

ウ 作業安全啓発講習会の開催

事業実施主体は、林業・木材産業の労働災害の撲滅に向け、地域の行政機関等の協力の下、事業実施主体が定める地域を単位として作業安全を啓発する講習会を開催するものとする。また、講習会の開催に当たり、業界全体に安全意識の普及・啓発を図るための普及資材を作成し、講習会で活用するものとする。

3 事業の実施

(1) 業務の委託

事業実施主体は、第三者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる場合には、業務の一部を都道府県の林業労働力確保支援センター、大学等研究教育機関又はその他の林業関係団体等に委託することができる。

ただし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討するものとする。

第3 事業計画の作成等

- 1 交付等要綱第4に定める事業計画の作成については、交付等要綱の第7第1項に定める申請書をもってこれに代えるものとする。
- 2 事業計画の重要な変更については、交付等要綱別表の「重要な変更」欄に掲げる

事項に該当するものとする。

- 3 交付等要綱第 29 に定める実施状況の報告は、交付等要綱の第 17 第 1 項に定める実績報告書をもってこれに代えるものとする。

第 4 知的財産権の取扱い

- 1 事業実施主体が事業の実施により得た知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、プログラム及びデータベースに係る著作権その他の無体財産権)は、事業実施主体に帰属するものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施により得られた知的財産権の出願等の状況を林野庁長官に報告するものとする。
- 3 2 の報告は、補助事業を開始した年度の最初の日から 5 年以内に、本事業に基づく知的財産権を出願し若しくは取得した場合又はこれを譲渡し若しくは実施権を設定した場合に、当該出願等を行った年度の末日から 30 日以内に別紙様式第 2 号により行うものとする。
- 4 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本事業に基づく知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
- 5 本事業に基づく知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的所有権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、事業実施主体は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

第 5 国の助成

- 1 林野庁長官は、本事業の効果的实施を図るため指導監督を行うものとし、助成対象経費の範囲及び算定方法は別表 2、交付等要綱第 5 に規定する補助対象経費の範囲及び算定方法は別表 4、助成対象経費及び補助対象経費は別表 5 に掲げるとおりとする。
- 2 林野庁長官は、本事業の助成対象経費及び補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、提出を求めるものとする。
- 3 事業の着手は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、別紙様式第 3 号により林野庁長官に提出することとする。

第6 その他

1 成果の取扱い

林野庁長官は、本事業の成果を無償で活用できるほか、事業実施主体の承諾を得て公表できるものとし、事業実施主体は、林野庁長官が本事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

また、事業実施主体は、事業実施期間終了後においても、本事業の成果及び実績等について、林野庁長官から報告を求められたときは、これに協力しなければならないものとし、本事業の助成を受けた林業経営体も、同様に事業実施主体から報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

2 収益納付

(1) 事業実施主体は、事業の実施により商品化された製品の販売等の実績を交付等要綱第24第1項により林野庁長官に報告しなければならない。

(2) 林野庁長官は、(1)の報告に基づき、この事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、事業実施主体に対して交付された補助金の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

(3) 事業実施主体は、補助事業の完了の日の属する決算期の最初の日から5年間、毎年度、補助事業により商品化された製品の販売及び取得した知的財産権の譲渡等の過去1年間の実績について、当該決算期の終了の日（半年決算の事業実施主体にあっては、後期の決算の終了の日）から2か月以内に林野庁長官に報告しなければならない。

なお、報告に係る参考様式は、別紙様式第4号に定めるとおりとする。

(4) (2)の規定による収益納付に係る納付金の額は、次に掲げる算式により算出して得た額とする。

ただし、第2回目以降の納付に係る納付金の額は、本算式により算出して得た額から既に納付した額に相当する額を控除して得た額とする。

$$E_i = \{1/2 (\sum A_i - \sum B_i) - (\sum C_i - D)\} D / \sum C_i$$

各記号については、以下のとおりとする。

$\sum A_i$: 初年度から*i*年度までの収入の合計（3の製品販売等実績報告書から求める。以下 $\sum B_i$ 、 $\sum C_i$ 及び*D*において同様とする。）

$\sum B_i$: $\sum A_i$ の収入を得るのに要した費用（ $\sum C_i$ を除く。）の合計

$\sum C_i$: 初年度から*i*年度までの総事業費

D : 本事業に係る補助金の合計

E_i : *i*年度までに納付すべき収益額

(注) 1 初年度とは、補助事業の完了の日の属する決算期の最初の日から1年間とする。

2 *i*年度とは、補助事業の完了の日の属する決算期の最初の日から(*i* - 1)年間を経過した日から1年間とする。

3 疑義に関する協議

交付等要綱及びこの通知に規定のない事項について定める必要が生じたとき又はこの通知の解釈について疑義が生じたときは、事業実施主体は林野庁長官と協議を行い、これを定める。

附 則（令和5年3月30日付け4林政経第872号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次の通知は廃止するものとする。ただし、この通知による廃止前の次の要領に基づく事業については、なお従前の例による。
 - ア 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政経第225号林野庁長官通知）
 - イ 「現場技能者キャリアアップ対策実施要領」（平成30年3月30日付け29林政経第336号林野庁長官通知）
 - ウ 「新しい林業」経営支援事業実施要領」（令和4年3月28日付け3林政経第539号林野庁長官通知）

附 則（令和5年11月29日付け5林政経第189号）

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1 新規就業者の確保・育成対策及び現場技能者キャリアアップ対策に係る研修生及び林業経営体等の要件

研修の種類	研修生の要件	林業経営体等の要件
<p>トライアル雇用研修 (林業就業希望者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、林業労働力確保支援センター、学校等公的な機関を通じる等労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者であること 2 トライアル雇用研修修了後、5年以上就業できる者であること 3 林業就業に必要な健康状態の者であること 4 林業就業経験が通算1年未満の者であること 5 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 労確法に基づいて都道府県知事が改善計画を認定した事業主又は本事業を実施する年度に認定を受けることが確実と認められる事業主（以下「認定事業主等」という。）であること 2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること 3 実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること 4 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること 5 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること
<p>トライアル雇用研修 (山間部への定着希望者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 トライアル雇用研修修了後、5年以上就業できる者であること 2 林業就業に必要な健康状態の者であること 3 林業就業経験が通算1年未満の者であること 4 山間部での定着に向けた就業先の1つとして、林業への就業を希望していること 5 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定事業主等であること 2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること 3 実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること 4 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること 5 兼業・副業・派遣・出向者に対する適切な雇用条件が定められていること 6 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業

		経営体であること
FW研修（1年目） （林業経営体）	<p>1 ハローワーク、林業労働力確保支援センター、学校等公的な機関を通じる等労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者であること又はトライアル雇用研修等から引き続き採用される者であること</p> <p>2 FW研修（1年目）修了後、5年以上就業できる者であること</p> <p>3 林業就業に必要な健康状態の者であること</p> <p>4 林業就業経験が通算2年未満の者であること</p> <p>5 当該年度を通じた就業を予定している者であること</p> <p>6 林業就業支援講習の講習修了者等林業就業に対する意識が明確な者であること</p> <p>7 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	<p>1 認定事業主等、事業開始の前年度末から起算して3年以内に造林事業を行う経営体を立ち上げ若しくは既存の経営体で造林部門を設置し、FW研修（1年目）修了後3年以内に認定事業主となる意思を有する林業経営体（以下「新たに造林事業を開始する者」という。）又は事業開始の前年度末から起算して3年以内に伐採事業を行う経営体を立ち上げ若しくは既存の経営体で伐採部門を設置し、FW研修（1年目）修了後3年以内に認定事業主となる意思を有する林業経営体（下記①～③に掲げる要件を全て満たす者に限る。以下「新たに伐採事業を開始する者」という。）であること</p> <p>① 当該経営体の事業において、スギ花粉発生源対策推進方針（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき都道府県知事が設定するスギ人工林伐採重点区域の市区町村が過半を占めること</p> <p>② 独立行政法人農林漁業信用基金の林業信用保証を利用したことがあること</p> <p>③ 造林事業を行っていない場合は、造林を実施する者との協力体制が築かれていること</p>

		<p>2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること</p> <p>3 FWの育成に向けて、計画的に研修を実施することができる林業経営体であること</p> <p>4 実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること</p> <p>5 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること</p> <p>6 過去5年間のFW研修（1年目）の研修生の定着率が原則として50%以上の林業経営体であること</p> <p>7 直近年において、研修生に限らず、林業労働災害における死亡災害が発生していない林業経営体であること</p> <p>8 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること</p>
FW研修（2年目） （林業経営体）	<p>1 FW研修（1年目）を修了している者であること</p> <p>2 FW研修（2年目）修了後、5年以上就業できる者であること</p> <p>3 FW研修（1年目）を修了後の年数が、原則として3年以上経過していない者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	<p>1 認定事業主等、新たに造林事業を開始する者又は新たに伐採事業を開始する者であること</p> <p>2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること</p> <p>3 FWの育成に向けて、計画的に研修を実施することができる林業経営体であること</p> <p>4 実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること</p> <p>5 改善措置意見を付されて</p>

		<p>いる林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること</p> <p>6 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること</p>
FW研修（3年目） （林業経営体）	<p>1 FW研修（2年目）を修了している者であること</p> <p>2 FW研修（3年目）修了後、5年以上就業できる者であること</p> <p>3 FW研修（1年目）を修了後の年数が、原則として4年以上経過していない者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	同上
FW研修（1年目） （特定地域づくり事業）	<p>1 FW研修（1年目）修了後、5年以上林業に就業できる者であること</p> <p>2 林業就業に必要な健康状態の者であること</p> <p>3 特定地域づくり事業協同組合の従業員となる前も含め林業就業経験が通算2年未満の者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	<p>1 特定地域づくり事業協同組合又は当該組合の組合員である林業経営体であること</p> <p>2 林業経営体が認定事業主等であること</p> <p>3 林業経営体が効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること</p> <p>4 特定地域づくり事業協同組合又は林業経営体がFWの育成に向けて、計画的に研修を実施することができること</p> <p>5 林業経営体が実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できること</p>

		<p>6 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること</p> <p>7 直近年において、研修生に限らず、林業労働災害における死亡災害が発生していない林業経営体であること</p> <p>8 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること</p>
FW研修（2年目） （特定地域づくり事業）	<p>1 FW研修（1年目）を修了している者であること</p> <p>2 FW研修（2年目）修了後、5年以上林業に就業できる者であること</p> <p>3 FW研修（1年目）を修了後の年数が、原則として3年以上経過していない者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	<p>1 特定地域づくり事業協同組合又は当該組合の組合員である林業経営体であること</p> <p>2 林業経営体が認定事業主等であること</p> <p>3 林業経営体が効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること</p> <p>4 特定地域づくり事業協同組合又は林業経営体がFWの育成に向けて、計画的に研修を実施することができること</p> <p>5 林業経営体が実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できること</p> <p>6 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること</p> <p>7 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること</p>
FW研修（3年目） （特定地域づくり事業）	<p>1 FW研修（2年目）を修了している者であること</p> <p>2 FW研修（3年目）修了後、5年以上林業に就業できる者であること</p>	同上

	<p>3 FW研修（1年目）を修了後の年数が、原則として4年以上経過していない者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	
FL研修	<p>1 林業の就業経験が通算5年以上の者であり、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有する者であること</p> <p>2 現場管理を行う者又は現場管理を行う見込みのある者であること</p> <p>3 FL研修修了後、5年以上就業できる者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	<p>1 認定事業主等であること</p> <p>2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること</p> <p>3 その他事業実施主体が定める採択基準を満たすものであること</p>
FM研修	<p>1 林業の就業経験が通算10年以上の者であり、かつ、事業実施主体の定める技能水準を有する者であること</p> <p>2 統括現場管理を行う者又は統括現場管理を行う見込みのある者であること</p> <p>3 FM研修修了後、5年以上就業できる者であること</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	同上
多能工化研修 （造林作業の技術等の習得）	<p>1 労働条件等を明確にした雇用契約により採用された者であること</p> <p>2 多能工化研修修了後、5年以上就業できる者であること</p> <p>3 造林事業に従事していないこと</p>	<p>1 認定事業主等であること</p> <p>2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること</p> <p>3 実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること</p>

	<p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	<p>4 新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定であること</p> <p>5 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること</p> <p>6 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること</p>
<p>多能工化研修 (伐採作業等の技術等の習得)</p>	<p>1 労働条件等を明確にした雇用契約により採用された者であること</p> <p>2 多能工化研修修了後、5年以上就業できる者であること</p> <p>3 研修を希望する素材生産の作業工程に従事していないこと</p> <p>4 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	<p>1 認定事業主等であること</p> <p>2 効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む林業経営体であること</p> <p>3 実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること</p> <p>4 新たに素材生産事業に取り組む又は素材生産事業を拡大する予定であること</p> <p>5 改善措置意見を付されている林業経営体については、当該意見に対する改善が図られていること</p> <p>6 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす林業経営体であること</p>
<p>多能工化研修 (デジタル技術スキルアップ研修)</p>	<p>1 認定事業体等に雇用された者であること</p> <p>2 研修受講後、5年以上就業できる者であること</p> <p>3 その他事業実施主体が定める採択基準を満たす者であること</p>	<p>—</p>

別表2 新規就業者の確保・育成対策及び現場技能者キャリアアップ対策に係る実地研修助成対象経費の範囲及び算定方法

1 トライアル雇用研修の助成対象経費

助成対象経費	助成の内容
技術習得推進費	<p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの月額（9万円）を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業経営体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p> <p>また、助成する期間は、3か月を上限とする。</p>
労災保険料	技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。
資材費	林業経営体が研修等に使用する資材等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体が負担する経費を助成する。
雇用促進支援費	林業経営体が支給する住宅手当の経費として、トライアル雇用研修生が借家を住居としている場合に限り、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に林業経営体が支給した額を助成する。

2 FW研修（1年目）の助成対象経費

助成対象経費	助成の内容						
技術習得推進費	<p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの月額（9万円に、林業経営体等における過去5年間のFW研修（1年目）の研修生の定着率に応じて以下に定める率を乗じて得た額）を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業経営体等が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p> <p>また、助成する期間は、8か月を上限とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>定着率</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>105%</td> </tr> <tr> <td>80%以上100%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	定着率	乗率	100%	105%	80%以上100%未満	100%
定着率	乗率						
100%	105%						
80%以上100%未満	100%						

	<table border="1"> <tr> <td>60%以上80%未満</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>90%</td> </tr> </table> <p>※ この定着率が算定できない場合は乗率100%とする。</p>	60%以上80%未満	95%	60%未満	90%
60%以上80%未満	95%				
60%未満	90%				
労災保険料	技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。				
研修準備費	林業経営体等が研修等に使用する林業用の機械用具等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体等が負担する経費を助成する。				
資材費	林業経営体等が研修等に使用する資材等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体等が負担する経費を助成する。 ただし、トライアル雇用研修から引き続き雇用される者については、助成の対象にならないものとする。				
安全向上対策費	林業経営体等が研修等に使用する最先端の安全装備等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体等が負担する経費を助成する。				
雇用促進支援費	林業経営体等が支給する住宅手当の経費として、FW研修（1年目）の研修生が借家を住居としている場合に限り、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に林業経営体等が支給した額を助成する。				
就業環境整備費	社会保険等への加入を必須とし、林業退職金共済制度等掛金、雇用保険、厚生年金等の社会保険料等の事業主負担分として、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に林業経営体等が負担した額を助成する。				
研修環境整備費	林業経営体等が女性を雇用して研修を行うために必要な現場環境整備の経費として、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に女性研修生を雇用している林業経営体等が負担した額を助成する。				

3 FW研修（2・3年目）の助成対象経費

助成対象経費	助成の内容
技術習得推進費	研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習

	<p>得させるための経費として、研修生1人当たりの月額（9万円）を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業経営体等が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p> <p>また、助成する期間は、8か月を上限とする。</p>
労災保険料	技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。
安全向上対策費	林業経営体等が研修等に使用する最先端の安全装備等について、事業実施主体が定める額を上限に1人の研修生について林業経営体等が負担する経費を助成する。
就業環境整備費	社会保険等への加入を必須とし、林業退職金共済制度等掛金、雇用保険、厚生年金等の社会保険料等の事業主負担分として、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に林業経営体等が負担した額を助成する。
研修環境整備費	林業経営体等が女性を雇用して研修を行うために必要な現場環境整備の経費として、事業実施主体が定める1か月当たりの額を上限に女性研修生を雇用している林業経営体等が負担した額を助成する。

4 FL研修及びFM研修の助成対象経費

助成対象経費	助成の内容
技術習得推進費	<p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、事業実施主体が定める研修生1人当たりの額を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業経営体等が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p>
研修生旅費	林業経営体等が研修に研修生を参加させるために要した旅費について、事業実施主体が定める額を上限に林業経営体等が負担した額を助成する。

5 多能工化研修（造林作業及び伐採作業等の技術等の習得）の助成対象経費

助成対象経費	助成の内容

技術習得推進費	<p>研修期間中、研修生に林業就業に必要な技術・技能を体験・習得させるための経費として、研修生1人当たりの月額（9万円）を助成する。</p> <p>ただし、支給の対象となった月に林業経営体が研修生に対して支給した賃金等の額を上回らないものとする。</p> <p>また、助成する期間は、2か月を上限とする。</p>
労災保険料	技術習得推進費の額に保険料率を乗じた額を助成する。
技能講習等受講費	林業経営体が研修生に伐採作業等の技能講習等を受講させるための経費として、研修生1人当たり11万円を上限に助成する。

6 トライアル雇用研修、FW研修（1～3年目）及び多能工化研修（造林作業及び伐採作業等の技術等の習得）の共通助成対象経費

助成対象経費	助成の内容
指導費	<p>研修生への指導を行うための経費として、認定事業体等（研修生及び指導員が個別に配置され、かつ、改善計画において個別に雇用管理者が選任されている事業所（以下「対象事業所」という。）が複数ある場合には、対象事業所ごとに一の認定事業体等とみなすことができる。以下同じ。）当たりの日額をそれぞれの研修生の人数の合計に応じて配置される指導員の数（研修生の人数の合計が1人又は2人の場合にあっては1人、3人又は4人の場合にあっては2人、5人以上の場合にあっては3人を原則とする。）に応じて助成するものとする。</p> <p>助成の対象となる日数は、研修生が事業実施主体の定める助成対象の作業種を行い、かつ、指導員が研修生への指導を実施したことが研修記録簿及び指導員の出勤簿等により確認できる日をトライアル雇用研修は60日、FW研修は140日、多能工化研修は40日を上限として算定する。</p>
研修業務管理費	事業実施主体が行う監督・検査及び安全指導への立会並びに調査に対する報告等研修業務の管理に必要な経費として、事業実施主体が定める認定事業主当たりの月額を助成する。

別表3 新規就業者の確保・育成対策及び多能工化研修（造林作業及び伐採作業等の技術等の習得）に係る優先配分の条件及び配点

評価項目	配点
1 森林経営管理制度への対応	
① 経営管理実施権の設定を受けている。	5
② 経営管理実施権の設定を受けていない。	0
2 雇用環境の改善	
(1) 月給制への対応	
① 現場作業に従事する従業員（臨時雇用を除く。以下同じ。）全員に月給制を導入している。	5
② 現場作業に従事する従業員の一部に月給制を導入している。	3
③ 現場作業に従事する従業員に月給制を導入していない。	0
(2) 賃金の引き上げへの対応	
① 現場作業に従事する従業員への給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加している。	5
② 現場作業に従事する従業員への給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加している。	3
③ 現場作業に従事する従業員への給与等支給額が前年度比で1.5%未満の増加又は増加していない。	0
(3) 社会保険等への対応	
① 厚生年金及び健康保険、退職金共済等の全てについて加入・導入している。	5
② 厚生年金及び健康保険、退職金共済等のうち一部について加入・導入している。	3
③ 厚生年金及び健康保険、退職金共済等のいずれについても加入・導入していない。	0
(4) 労働安全対策への対応	
① 前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けて安全活動に取り組んでおり、かつリスクアセスメントに取り組んでいる。	5
② 前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けて安全活動に取り組んでいるか、又はリスクアセスメントに取り組んでいる。	3
③ 前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けて安全活動に取り組んでおらず、かつリスクアセスメントに取り組んでいない。	0
(5) 下請け先等に対する労働安全対策への対応	
① 下請けや委託を伴う事業の実施にあたって、下請け・委託先の経営体等に対して、林業労働安全に関する研修会や講習会の	3

	開催など、労働安全確保に資する取組を実施している。又は、全ての事業を下請けや委託を伴わず自らがやっている。	
	② 下請けや委託を伴う事業の実施にあたって、下請け・委託先の経営体等に対して、林業労働安全に関する研修会や講習会の開催など、労働安全確保に資する取組を実施していない。	0
	(6) 能力評価システムの導入	
	① 能力評価システムを導入している。	5
	② 能力評価システムを導入していない。	0
3	伐採・造林に関する行動規範の策定等	
	① 伐採・造林に関する行動規範を策定している。又は所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守している。	3
	② 伐採・造林の関する行動規範は策定していない。また、所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守していない。	0
4	協力雇用主（注1）への登録	
	① 協力雇用主として登録している。	5
	② 協力雇用主として登録していない。	0
5	林福連携への取組	
	障害者雇用（注2）を受け入れている。	5
	障害者雇用を受け入っていない。	0
6	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定	
	① 「プラチナくるみん認定企業（注3）」、「くるみん認定企業（注4）」又は「トライくるみん認定企業（注5）」である。	5
	② 認定企業ではない。	0
7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定	
	① 「プラチナえるぼし認定企業（注6）」又は「えるぼし認定企業（注7）」である。	5
	② 行動計画を策定している（注8）。	3
	③ 行動計画を策定していない。	0

注1：再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に規定される協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）

注2：1名以上の障害者を雇用（作業時間がおおむね延べ960時間で1名雇用とみなす。）していることをいう。

注3：次世代法第15条の2の規定に基づく認定。

注4：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行

規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定、次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定及び次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定。

注5：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定。

注6：女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定。

注7：女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

注8：常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

別表4 補助対象経費の範囲及び算定方法

補助対象経費	範囲及び算定方法
技術者給	<p>事業実施主体が事業運営に係る技術を有する者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によることとする。</p>
賃金	<p>事業実施主体が本事業の補助的業務（資料整理、事業資料の収集等）に従事させるために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。</p> <p>単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。</p>
謝金	<p>企画、講習会、専門的知識の提供、資料の整理・収集等について協力を得た事業実施主体以外の者に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>単価については、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定することとする。</p>
旅費	<p>事業実施主体が行う資料収集、各種調査、就業相談、研修の実施、監督・指導・検査、講師等派遣、打合せ、普及啓発活動、会議、検討会、委員会等の実施に必要な経費とする。</p>
需用費	<p>消耗品費、印刷製本費、光熱水費等の経費とする。</p>
ア 消耗品費	<p>文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p>
イ 印刷製本費	<p>資料、文書、図面、パンフレット等の印刷製本に必要な経費とする。</p>
ウ 光熱水費	<p>電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費とする。</p>
燃料費	<p>事業実施主体が行う研修等に使用する機械の燃料購入に必要な経費とする。</p>

役務費	原稿料、通信運搬費、普及宣伝費等の人的サービスに対して支払う経費とする。
ア 原稿料	報告書等の執筆者に対して、実働に応じて支払う対価とする。
イ 通信運搬費	郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費とする。
ウ 普及宣伝費	マスメディアへの広告料の支払等に必要な経費とする。（事業実施主体が発行する雑誌、ホームページ等への掲載は技術者給、需用費等で計上するものとする。）
エ 翻訳通訳料	外国人との会話の際の通訳やテキストの翻訳等の役務の提供者に対して実働に応じて支払う対価とする。
オ その他雑役務費	事業を実施するために必要となるア～ウ以外の経費に係る役務の提供者に対して実働に応じた対価を支払う経費とする。
委託費	<p>補助の目的である本事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、研修の実施、監督・指導・検査、取りまとめ等）を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費とする（委託費の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとする。）。</p> <p>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り実施できるものとする。</p> <p>なお、本事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務を委託すると、本事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討する必要がある。</p>
使用料及び賃借料	車両、器具機械、会場、事業の円滑な実施を図るために必要な備品・資機材等の借上げに必要な経費とする。
備品費及び資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材等の購入に必要な経費（ただし、机、椅子、書庫等の汎用性のあるものを除く。）
資料購入費	専門誌、書籍等の購入に必要な経費とする。
教材費	教材等の作成・購入に必要な経費とする。

講習費	安全教育、技能講習等の受講に必要な経費とする。
その他（保険料等）	雇用に伴う社会保険料の事業主負担分の経費（「賃金」及び「技術者給」を除く。）、交通費（勤務地内を移動する場合の電車代等「旅費」で支給されない経費）など、ほかの費目に該当しない経費とする。

別表5 助成対象経費及び補助対象経費

区 分	補助率	助成対象経費及び補助対象経費
<p>I 「緑の雇用」担い手確保支援事業</p> <p>1 研修生の募集のための就業ガイダンス等</p> <p>2 就業前のマッチング支援</p> <p>3 トライアル雇用研修</p> <p>4 新規就業者育成対策</p> <p>(1) 集合研修</p> <p>(2) 実地研修</p> <p>ア FW研修(1年目)</p> <p>イ FW研修(2年目)</p> <p>ウ FW研修(3年目)</p>	<p>定額</p>	<p>技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、普及宣伝費)、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他(保険料等)</p> <p>技術者給、賃金、謝金、旅費(就業希望者等の旅費は対象外)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、普及宣伝費)、委託費、使用料及び賃借料、その他(保険料等)</p> <p>技術習得推進費、労災保険料、指導費、資材費、雇用促進支援費、研修業務管理費</p> <p>技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、燃料費、役務費(原稿料、通信運搬費)、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、講習費、その他(保険料等)</p> <p>技術習得推進費、労災保険料、研修準備費、資材費、安全向上対策費、研修業務管理費、雇用促進支援費、就業環境整備費、指導費、研修環境整備費</p> <p>技術習得推進費、労災保険料、安全向上対策費、指導費、研修業務管理費、就業環境整備費、研修環境整備費</p> <p>技術習得推進費、労災保険料、安全向上対策費、指導費、研修業務管理費、就業環境整備費、研修環境整備費</p>

<p>5 現場技能者キャリアアップ対策</p> <p>(1) FL研修及びFM研修等</p> <p>(2) 多能工化研修</p> <p>ア 造林作業及び伐採作業等の技術等の習得</p> <p>(ア) 集合研修</p> <p>(イ) 実地研修</p> <p>イ デジタル技術スキルアップ研修</p>	<p>技術習得推進費、研修生旅費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、講習費、その他（保険料等）</p> <p>技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、講習費、その他（保険料等）</p> <p>技術習得推進費、労災保険料、技能講習等受講費、指導費、研修業務管理費</p> <p>技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、その他（保険料等）</p>
<p>6 外国人材育成準備</p>	<p>技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費、翻訳通訳料、その他雑役務費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等）</p>
<p>7 安全指導等</p>	<p>技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等）</p>

8 事業推進委員会		技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等）
9 林業経営体等に対する指導及び監督・検査		技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等）
II 森林プランナー育成対策		
1 企画運営委員会の開催等	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費（原稿料、通信運搬費、その他雑役務費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等）
2 森林施業プランナー育成研修等の実施		
(1) 新規課題対応型研修	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費、その他雑役務費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、その他（保険料等）
(2) 提案型集約化施業一般研修	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費、その他雑役務費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、その他（保険料等）
(3) 法務等重点研修	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、燃料費、役務費（原稿料、通信運搬費、その他雑役務費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、教材費、その他（保険料等）
(4) 事業体レベルにおける提案型集約化施業の取組の評価（実践体制評価）		技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費（原稿料、通信運搬費、その他雑役務費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購入費、その他（保険料等）

ア 実践体制評価委員会 の設置・運営	定額	
イ 実践体制評価の実 施	1/2 以内	
3 森林経営プランナー育 成研修の実施	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、燃 料費、役務費（原稿料、通信運搬費、その 他雑役務費）、委託費、使用料及び賃借料、 資料購入費、教材費、その他（保険料等）
III 技能評価推進対策	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費（消 耗品費、印刷製本費、光熱水費）、燃料費、 役務費（原稿料、通信運搬費）、委託費、 使用料及び賃借料、資料購入費、備品費及 び資機材購入費、教材費、その他（保険料 等）
IV 林業労働安全強化対策		
1 林業労働安全活動促進 事業	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役 務費（原稿料、通信運搬費、その他雑役務 費）、委託費、使用料及び賃借料、資料購 入費、教材費、その他（保険料等）
2 林業労働災害撲滅研修 事業のうち林業労働災害 撲滅研修事業	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役 務費（原稿料、通信運搬費、普及宣伝費、 その他雑役務費）、委託費、使用料及び賃 借料、燃料費、備品費及び資機材購入費、 資料購入費、講習費、その他（保険料等）
3 林業労働災害撲滅研修 事業のうち労働安全確保 マニュアル作成事業	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役 務費（原稿料、通信運搬費、普及宣伝費、 その他雑役務費）、委託費、使用料及び賃 借料、備品費及び資機材購入費、資料購入 費、講習費、その他（保険料等）
4 林業・木材産業全国作 業安全運動促進事業	定額	技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役 務費（原稿料、通信運搬費、普及宣伝費、 その他雑役務費）、委託費、使用料及び賃 借料、資料購入費、教材費、その他（保険 料等）

別紙様式第1号（第2のIVの2（1）イ関係）

林業事業体安全診断報告書

1. 事業体情報

所在			
名称			
代表者		連絡先（電話）	

2. 労働者情報（役員、事務系職員を除く）

（単位：人）

区分		29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計	うち新採者
主として 伐出事業	男							
	女							
主として 造林事業	男							
	女							
主として その他事業	男							
	女							
計	男							
	女							
合計								

3. 安全管理体制

区分	選任の有無
総括安全衛生管理者	
安全管理者	
衛生管理者	
安全衛生推進者	

4. 労働災害発生状況（直近3カ年）

（単位：人）

年	①死亡	休業災害			計
		②1ヶ月以上	③4日以上	④4日未満	

5. 労働災害の概要

（4. ①又は②に該当するものについて記載。①及び②ともに該当がない場合は、③又は④について記載）

--

6. 診断項目

I：安全管理体制の確立と安全管理者等の職務の遂行について	・現状 ・問題点 ・指摘事項
II：安全点検体制の確立と安全点検の実施について	・現状 ・問題点 ・指摘事項
III：作業環境の改善について	・現状 ・問題点 ・指摘事項
IV：作業手順の確立と作業方法の改善について	・現状 ・問題点 ・指摘事項
V：安全衛生教育の実施について	・現状 ・問題点 ・指摘事項
VI：安全活動の実施について	・現状 ・問題点 ・指摘事項
VII：総合所見について	

※診断事項を変更する場合は、内規として作成し協議を行うものとする。

別紙様式第2号（第4の3関係）

年度 森林・林業担い手育成総合対策（うち〇〇事業）に係る知的財産権報告書

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 林政経第 号で補助金の交付決定の通知があった森林・林業担い手育成総合対策のうち〇〇事業に関して、下記のとおり知的財産権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、森林・林業担い手育成総合対策実施要領第4の2の規定により報告する。

- （注） 1 事業毎に記載すること。
2 文中の「〇〇事業」の〇〇については、「「緑の雇用」担い手確保支援事業」、「森林プランナー育成対策」、「技能評価推進対策」、「林業労働安全活動促進事業」、「林業労働災害撲滅研修事業のうち林業労働災害撲滅研修事業」、「林業労働災害撲滅研修事業のうち労働安全確保マニュアル作成事業」又は「林業・木材産業全国作業安全運動促進事業」と記載すること。

記

- 1 課題（番号及び知的財産権の種類）
- 2 出願又は取得年月日
- 3 内容
- 4 相手先及び条件（譲渡及び実施権の設定の場合）

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

住所
団体名
代表者氏名

年度 森林・林業担い手育成総合対策（うち〇〇事業）交付決定前着手届

森林・林業担い手育成総合対策実施要領第5の3の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

- (注) 1 事業毎に記載すること。
2 文中の「〇〇事業」の〇〇については、「「緑の雇用」担い手確保支援事業」、「森林プランナー育成対策」、「技能評価推進対策」、「林業労働安全活動促進事業」、「林業労働災害撲滅研修事業のうち林業労働災害撲滅研修事業」、「林業労働災害撲滅研修事業のうち労働安全確保マニュアル作成事業」又は「林業・木材産業全国作業安全運動促進事業」と記載すること。

記

1. 事業費
2. 着手予定年月日
3. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。

3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。

別紙様式第4号（第6の2（3）関係）

年度 森林・林業担い手育成総合対策（うち〇〇事業）に係る製品販売等実績報告書

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった森林・林業担い手育成総合対策（うち〇〇事業）について、森林・林業担い手育成総合対策実施要領第6の2の規定により、製品販売等の実績（年 月 日から 年 月 日までの間）を下記のとおり報告する。

- (注) 1 事業ごとに記載すること。
2 文中の「〇〇事業」の〇〇については、「「緑の雇用」担い手確保支援事業」、「森林プランナー育成対策」、「技能評価推進対策」、「林業労働安全活動促進事業」、「林業労働災害撲滅研修事業のうち林業労働災害撲滅研修事業」、「林業労働災害撲滅研修事業のうち労働安全確保マニュアル作成事業」又は「林業・木材産業全国作業安全運動促進事業」と記載すること。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 補助事業によって商品化された製品の売上収入 | 円 |
| 2 補助事業によって取得した知的財産権の譲渡等に係る収入 | 円 |
| 3 本年度までに支出された総事業費 | 円 |
| 4 補助金の確定額 | 円 |
| 年 月 日付け 第 号確定 | 円 |

収 益 計 算 書

区 分		金 額
収 入	売 上 収 入	円
	知的財産権の譲渡に係る収入	
	収 入 合 計	
費 用	売 上 原 価	
	販 売 直 接 費	
	販 売 間 接 費	
	一 般 管 理 費	
	買戻損失準備金引当額	
	買 戻 損 失	
	買戻損失準備金取崩額	
	棚 卸 減 耗	
	費 用 合 計	
差 引 収 益		

(注) 製品は、原則的に試作完成品と同等のものをいうが、試作当時の意匠、機能、寸法、形状等を損なわない程度の一部の変更は、試作に基づく製品とみなす。